



**兵庫県告示第600号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和8年度に地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 事業計画が定められた年月日

令和8年6月1日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

神崎郡神河町のうち寺前、鍛冶、長谷、上岩、高朝田、佐用郡佐用町のうち下石井、佐用、大日山、円光寺、上三河、河崎、三日月、豊岡市のうち出石町荒木、城崎町楽々浦、美方郡新温泉町のうち高末、朝来市のうち生野町小野、生野町川尻、田路、八代、和田山町竹ノ内、山東町和賀、山東町早田、養父市のうち万久里・大谷、中米地、建屋、夏梅、南あわじ市のうち阿万

4 調査期間

令和8年4月から令和9年3月まで



**兵庫県告示第601号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

丹波市長 林 時彦

丹波市氷上町成松字甲賀1

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

旧丹波少年自然の家

丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2

(3) 特定施設に関する事項

種 類	66の3イ ちゆう房施設 (No. 1)			66の3イ ちゆう房施設 (No. 2、No. 3)		
能 力	130食/日			100食/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	10時～18時 8時間			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	7～8月毎日、7～8月以外の月は利用に応じて			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	350	300	350	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	250	200	250	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	350	400	350	400	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	50	50	50	50	
	<sup>りん</sup> 磷 含 有 量 (単位 mg/L)	6	6	6	6	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	3.5	3.5	3/基	3/基		

備考 既設特定施設を廃止するとともに、他工程の変更及び汚水等の処理方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量が減少する。

66の3イ ちゆう房施設 (No. 4)		66の3ロ 洗たく施設 (No. 1～No. 9)		66の3ハ 入浴施設	
同 左		0.1m <sup>3</sup> /回		1人/回	
同 左		許可後		既 設	
同 左		着手後1箇月		既 設	
同 左		完成後		許可後	
同 左		6時～24時 18時間		16時30分～22時 1時間30分	
同 左		同 左		同 左	
通常	通常	通常	最大	通常	最大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
300	350	150	200	100	120
200	250	100	150	100	120
350	400	150	200	40	50
50	50	40	50	50	50
6	6	4	5	6	6
3.5	3.5	0.9/基	0.9/基	1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月16日から同年7月7日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び丹波市生活環境部環境課



兵庫県告示第602号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地  
所長 山内 康寛

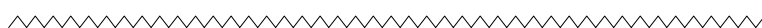
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	処理能力0.03m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1.7~7.5	1~8.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.02	0.4
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.01	0.02
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	0.05	0.08
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	27.8	34.5	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		43.3	57.6

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月16日から同年7月7日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市市民自治部グリーン戦略推進室環境保全課



兵庫県告示第603号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
福田	たつの市		誉田町福田	笹山	719番219から719番222までの各一部、719番224の一部、719番227の一部、719番228の一部、719番316の一部、719番317の一部



兵庫県告示第604号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
湯(2)	美方郡	新温泉町	湯	阿弥陀堂 私有山	894番1の一部 1680番の一部、1682番2の一部



兵庫県告示第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名	称	TC神鋼不動産サービス株式会社
住所又は事務所の所在地		神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号
収納を委託した歳入		神戸地区に係る県営住宅使用料等
指定した日		令和8年4月1日
委託した日		令和8年4月1日
名	称	TC神鋼不動産サービス株式会社
住所又は事務所の所在地		神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号
収納を委託した歳入		東播磨地区に係る県営住宅使用料等
指定した日		令和8年4月1日
委託した日		令和8年4月1日
名	称	株式会社東急コミュニティー
住所又は事務所の所在地		東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
収納を委託した歳入		阪神南地区に係る県営住宅使用料等
指定した日		令和8年4月1日
委託した日		令和8年4月1日
名	称	兵庫県住宅供給公社
住所又は事務所の所在地		神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
収納を委託した歳入		県営住宅使用料等
指定した日		令和8年4月1日
委託した日		令和8年4月1日



**兵庫県告示第606号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 Am e 株式会社  
(旧商号 株式会社K-HOUSE)
- 2 代表者氏名 代表取締役 後 健 人
- 3 事務所所在地 神戸市中央区波止場町6番5号
- 4 免許証番号 兵庫県知事(2)第12054号
- 5 免許年月日 令和6年1月11日



**兵庫県告示第607号**

昭和49年兵庫県告示第439号（財務規則に規定する別に指定する金融機関）の一部を次のように改正する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 2 信用組合中「(東淡信用組合を除く。)」を削る。



**兵庫県告示第608号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月16日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地  
相生市若狭野町野々字奥池1195
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
野々農会	相生市若狭野町野々853

- 3 指定する理由  
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第609号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月16日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地  
相生市若狭野町野々字奥山田1063
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
野々農会	相生市若狭野町野々955

- 3 指定する理由

西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第610号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月16日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地  
相生市若狭野町入野字東原336
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
入野農会	相生市若狭野町入野321-1

- 3 指定する理由  
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第611号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月16日

西播磨県民局長 中野恭典

- 1 指定する貯水施設の所在地  
相生市若狭野町入野字新池1263
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
入野農会	相生市若狭野町入野321-1

- 3 指定する理由  
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月16日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
兵庫県庁舎移転に伴うフェニックス防災端末移設業務
  - (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
  - (4) 納入場所  
兵庫県（以下「県」という。）が指定する場所
  - (5) 入札方法

ア 上記(1)の業務について入札に付する。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当委託業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 県災害対策センター1階  
兵庫県危機管理部災害対策課防災情報班 担当 中山、中島  
電話番号 (078) 362-9812
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和8年6月16日(火)から同月23日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和8年6月30日(火)午後2時30分 県災害対策センター3階会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年6月29日(月)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年6月29日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。  
ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。
- (3) 契約保証金  
落札者は、契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
この入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して、令和8年6月23日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年7月7日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1(1)について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**令和9年度兵庫県立農業大学校農産園芸課程・畜産課程入学試験の実施**

兵庫県立農業大学校管理規則（昭和58年兵庫県規則第34号）第8条第1項の規定により、令和9年度兵庫県立農業大学校農産園芸課程・畜産課程入学試験を次のとおり実施する。

なお、不測の事態により日程を延期する場合がある。

令和8年6月16日

兵庫県立農業大学校長 高松雅一

1 募集人員、募集方法等

(1) 募集人員 40名

(2) 募集方法

ア 推薦入学試験

イ 一般入学試験（前期又は後期）

(3) 課程

出願時に次のア又はイのいずれかを選択する。

ア 農産園芸課程

イ 畜産課程

2 教育期間

2箇年（全寮制）

3 入学試験

(1) 推薦入学試験

ア 試験日時

令和8年10月27日（火）午前9時30分から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256—4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

(7) 筆記試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ及び数学A並びに農業の基礎的知識）

(f) 面接試験

## エ 受験資格

次の条件を全て満たす者

(7) 令和9年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者

(f) 人物、学業成績ともに優秀で、次の条件をすべて満たし、卒業した（卒業見込みの場合は在学する）高等学校の校長が責任をもって推薦できる者

a 兵庫県農業の発展に貢献しようとする意欲が高く、兵庫県立農業大学校（以下「本校」という。）卒業後、農村地域の担い手又は地域農業振興等の指導者を目指す者

b 調査書全体の評定値平均が3.3以上の者

c 学部活動（農業クラブ含む。）等で積極的に活動している者

d 合格した場合、入学を確約できる者（専願）

## オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(f) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和8年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。

f 添付書類

高等学校長の推薦書

(7) 提出期間

令和8年10月1日（木）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月16日（金）必着とする。

(f) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256—4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和8年10月28日（水）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47—1551

## (2) 一般入学試験（前期）

## ア 試験日時

令和8年11月25日（水）午前10時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256—4  
兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

## (7) 筆記試験

- a 国語総合（古文及び漢文を除く。）
- b 数学Ⅰ及び数学A

## (4) 面接試験

## エ 受験資格

次の(7)及び(4)のいずれも満たす者

- (7) 令和9年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- (4) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

## (7) 併願可

## オ 受験手続

## (7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

## (4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和8年10月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

## a 入学願書

## b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

## c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

## d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

## (7) 提出期間

令和8年10月28日（水）から同年11月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年11月16日（月）必着とする。

## (4) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256—4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和8年11月26日（木）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551

## (3) 一般入学試験（後期）

ただし、上記(2)の試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和9年3月9日(火) 午前10時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4  
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 国語総合(古文及び漢文を除く。)

b 数学I及び数学A

(f) 面接試験

エ 受験資格

次の(7)及び(f)のいずれも満たす者

(7) 令和9年4月1日現在満25歳未満で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(f) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

(g) 併願可

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの)を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(f) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和9年2月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書を提出できない者は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

令和9年2月12日(金)から同月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和9年2月22日(月)必着とする。

(f) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和9年3月10日(水)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551



査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

- (a) 学業成績証明書
- (b) 卒業証明書
- (c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

(g) 提出期間

令和8年8月17日(月)から同年9月16日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和8年9月16日(水)必着とする。

(h) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和8年10月7日(水)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課  
電話 (0790) 47-1551

(2) 中期日程

ただし、上記(1)の試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和8年12月22日(火)午後1時から

イ 試験場所

加西市常吉町1256-4  
兵庫県立農業大学校

ウ 試験科目

- (1) 筆記試験(小論文)
- (2) 面接試験

エ 受験資格

次の(ア)から(エ)のいずれも満たす者

- (1) 令和9年4月1日現在で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者
- (3) 有機農業に関心を持ち、自らが実習ほ場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者
- (4) 併願可

オ 受験手続

(1) 募集要項の請求

封筒表面に「有機農業課程募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの)を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(2) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和8年11月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

- a 入学願書
- b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

## e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、調査書を提出できないときは、当該調査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

(a) 学業成績証明書

(b) 卒業証明書

(c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

## (7) 提出期間

令和8年11月11日（水）から同年12月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年12月10日（木）必着とする。

## (イ) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

## カ 合格発表

令和8年12月25日（金）午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

## キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話（0790）47-1551

## (3) 後期日程

ただし、上記(1)(2)の試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

## ア 試験日時

令和9年1月29日（金）午後1時から

## イ 試験場所

加西市常吉町1256-4

兵庫県立農業大学校

## ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(4) 面接試験

## エ 受験資格

次の(ア)から(エ)のいずれも満たす者

(7) 令和9年4月1日現在で、学校教育法による高等学校を卒業した者又は同年3月卒業見込みの者、及び兵庫県立農業大学校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 兵庫県の農業振興に強い関心を持ち、人物及び健康に優れた者

(7) 有機農業に関心を持ち、自らが実習ほ場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者

(4) 併願可

## オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「有機農業課程募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.5センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、切手を貼り付けたもの）を同封し、本校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類に入学考査料2,200円を添え、郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料は、郵送による場合は令和9年1月1日以降に振り出した郵便為替又は定額小為替とするが、持参による場合は現金でもよい。

a 入学願書

b 受験票

氏名及び出身高等学校名を記入し、写真は履歴書・身上書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない者は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書・身上書

本人自筆の上、顔写真を貼り付けること。

e 調査書

高等学校長が作成し、厳封したものであること。ただし、調査書を提出できないときは、当該調査書に代えて次に掲げるいずれかの書類の提出をもって調査書に代える。

(a) 学業成績証明書

(b) 卒業証明書

(c) 高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書

(f) 提出期間

令和9年1月4日(月)から同月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和9年1月21日(木)必着とする。

(g) 提出先

〒679-0104 加西市常吉町1256-4 兵庫県立農業大学校 教務課

カ 合格発表

令和9年2月3日(水)午前10時に本校において掲示するとともに、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問い合わせには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立農業大学校 教務課

電話 (0790) 47-1551



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)フレッシュバザール猪名川店

所在地 川辺郡猪名川町広根西郷27番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社さとう	京都府福知山市東野町1番地	佐藤祥一
---------	---------------	------

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社さとう	京都府福知山市東野町1番地	佐藤祥一
---------	---------------	------

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年1月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,536平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

60台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

44台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

70平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

24.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
------	------

午前8時	午後9時45分
------	---------

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

出入口2箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設② 午前6時から午前8時まで

8 届出年月日

令和8年5月27日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

- (2) 縦覧期間

令和8年6月16日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和8年10月16日

- (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレッツガーデン姫路花田

所在地 姫路市花田町上原田189番地1外

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1丁目2番3号	濱野敬一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	伊藤龍夫

株式会社ライトオン 東京都台東区元浅草2丁目6番6号 大 峯 伊 索  
外3者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トレジャー ・ファクトリー 外3者	東京都千代田区外神田4丁目14番1号	野 坂 英 吾

4 変更年月日

令和8年5月30日外

5 届出年月日

令和8年6月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月16日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 センチュリーガーデンプレスボ

所在地 三田市けやき台1丁目7番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

大和リース株式会社	大阪市中央区北浜4丁目1番1号	北 哲 弥
-----------	-----------------	-------

淀屋橋ゲートタワー25階

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋2丁目1番36号	北 哲 弥
-----------	-------------------	-------

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

大和リース株式会社	大阪市中央区北浜4丁目1番1号	北 哲 弥
-----------	-----------------	-------

淀屋橋ゲートタワー25階

4 変更年月日

- 令和8年5月11日
- 5 届出年月日  
令和8年5月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間  
令和8年6月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和8年10月16日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**令和9年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集**

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和9年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 研修内容  
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員  
次の(1)及び(2)を合わせ10名程度
- (1) 推薦 前期コース
- (2) 一般 前期コース
- 3 修業年限  
前期コース 1年
- 4 受講生の選抜方法  
推薦 個人面接、グループワーク及び適性検査  
一般 筆記試験、個人面接、グループワーク及び適性検査
- 5 試験日程及び会場
- (1) 日程  
推薦、一般とも 令和8年11月14日（土）
- (2) 会場  
淡路市野島常盤954-2  
兵庫県立淡路景観園芸学校
- 6 出願資格  
推薦 推薦入試については次項に示す一般入試の出願資格を満たすことに加え、次のすべてを満たす者
- (1) 兵庫県内の国・地方自治体、医療・福祉施設等、その他の団体に所属する正規雇用職員
- (2) 所属する機関の長が責任をもって推薦できる者（出願者の自薦は不可）
- (3) 所属する機関において現在園芸を活用した健康維持・推進活動（以下、みどりと健康活動）が行われているか、もしくは具体的なみどりと健康活動推進計画があり、本課程修了後、すみやかに所属機関にてみどりと健康活動を行う予定の者
- 一般 次のいずれかに該当する者
- (1) 大学を卒業した者及び令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 医療・福祉・介護、農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び令和9年3月卒業見込みの者
- (3) 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校又は大学校を卒業

した者で医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者

- (4) 医療・福祉・介護・健康・園芸・造園関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は管理栄養士、技術士（建設・農業・森林・環境）、土木施工管理技士（1・2級）、造園施工管理技士（1・2級）、造園技能士（1・2級）、園芸装飾技能士（1・2級）、フラワー装飾技能士（1・2級）を有する者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和9年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは令和9年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（同規定に係る専修学校の専門課程修了者）
- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校が認めた者

## 7 出願手続

### (1) 出願書類

- ア 受講願書
- イ 出願理由書
- ウ 推薦書及び健康活動推進計画書（推薦のみ）

### (2) 出願書類の公開

兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページ（<https://www.awaji.ac.jp>）において公開する。

なお、応募書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、530円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

### (3) 受付期間

推薦、一般とも 令和8年10月15日（木）から同月29日（木）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、上記受付期間の消印のあるものに限り受け付ける。

### (4) 提出先

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

## 8 結果発表

### (1) 発表日

推薦、一般とも 令和8年11月25日（水）

### (2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページ（<https://www.awaji.ac.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

原則として電話による可否の問い合わせには応じないが、合格発表の7日後まで郵便が届かない場合は、問い合わせに応じる。

## 9 出願についての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号（0799）82-3455（平日午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで）

ファックス番号（0799）82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月16日

## 契約担当者

阪神南県民センター長 團野礼子

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

(二) 新川水系新川 新川・東川 新川・東川統合排水機場本体工事(吐出管)(以下「本件工事」という。)

## (2) 工事場所

西宮市今津西浜町

## (3) 工事概要

吐出管製作据付(径3000ミリメートル、SUS316L) 1式

## (4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(フレックス方式)である。発注者が示した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和10年12月25日まで(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

## (7) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## (8) その他

本件工事は、「快適トイレの設置に資する現場管理費の補正の試行工事」、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」のそれぞれ対象工事であり、「SDGs達成に向けた取り組みの“見える化”を推進するため、SDGsの目標等を記載した看板を工事現場に設置する対象工事」である。

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等(昭和41年兵庫県告示第149号)に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日(以下「申込期限日」という。)を基準日とする。

## (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が機械器具製作据付工事である

こと。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和8年10月上旬予定・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による機械器具製作据付工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、1,100点以上であること。

カ 平成23年度以降に、1台当たり排水能力毎秒10立方メートル以上の主ポンプ設備工事（製作又は購入のみは除く）を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領8(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者として認めることができる。

下記(イ)が求める施工実績については、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の実績を、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の実績をそれぞれ有していればよい。また、配置予定技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 機械器具設置工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(イ) 平成23年度以降に、1台当たり排水能力毎秒10立方メートル以上の主ポンプ設備工事を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。なお、契約工期中は死亡、傷病、出産、育児、介護、又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

## (3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることことができる。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。

なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

## 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和8年6月16日（火）から同年7月31日（金）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒660-8588

兵庫県尼崎市東難波町5丁目21番8号

兵庫県阪南県民センター県民躍動室総務防災課財務担当

電話番号 (06)6481-4515

## 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

## (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和8年6月16日（火）から同月29日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ）

令和8年6月16日（火）から同年7月31日（金）まで

## (2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

## 6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

令和8年6月17日（水）から同月29日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

## (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して提出する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を提出した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102

号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に各2部持参する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札期間

令和8年8月3日(月)から同月4日(火)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(8月4日(火)は正午まで)

### (2) 開札日時

令和8年8月5日(水)午前10時00分

### (3) 入札方法等

ア 電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、提出すること。

イ 第1回目の入札書提出にあたり、入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)に係るファイルを、電子入札システムの入札書にファイルを添付する機能を使用して提出すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用すること。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

要

### (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約当事者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して提出し、その情報が電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記エからカまでの条件に違反し無効となった入札者

ケ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

### (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク 開札から落札決定までの間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこととなった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

## ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

## イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

## (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和8年8月6日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和8年8月10日（月）午後4時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関す

る条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(2)アに定める監理技術者の要件と同一の要件(3(2)ア(イ)に掲げる施工実績を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県阪神南県民センター県民躍動室総務防災課財務担当にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービスにて公表する。(アドレス<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)

(9) 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページに掲載している様式を使用すること。

(アドレス<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetuduki.html>)

(10) 本件工事は、電子契約による契約手続きが選択可能である。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約利用同意書」を電子メールにより契約担当者宛てに提出すること。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Construction of the Integrated Shinkawa River/Higashi River Drainage Pump Station discharge pipe on the Shinkawa River (class B river), part of the Shinkawa River System  
Fabrication and installation of the discharge pipe  
(diameter 3,000 mm, 316L stainless steel): 1 set

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 Jun 29, 2026

(3) Deadline for tenders :

12:00 August 4, 2026

(4) Person to contact concerning the notice :

Community Empowerment Office, Hanshin minami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

5-21-8, Higashinanba-cho, Amagasaki, Hyogo 660-8588

Tel (06)6481-4515



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年6月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市古浜町30番、31番、36番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市古浜町174番地  
正木善告、正木千由美
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和8年1月19日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-18号(7赤穂)

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年6月16日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
 消化器内視鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
 兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
 令和8年5月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
 株式会社やよい阪神営業所 西宮市東鳴尾町1丁目3番24号
- 5 落札金額  
 47,300,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 令和8年3月27日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年6月16日

兵庫県病院事業 契約担当者  
 県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
 尿流量トイレ及び管理サーバー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
 兵庫県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
 令和8年5月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
 宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
 54,890,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 令和8年3月27日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和8年6月16日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 公職の種類<br>(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類<br>(第2号) | 届出年月日     |
|----------------------|--------|----------|-------------------|----------------|---------------------------|-----------|
| 長谷川羽衣子とe<br>みらいをつくる会 | 朴 羽衣子  | 井 奥 雅 樹  | 尼崎市七松町2<br>丁目15-5 | 衆議院議員          | 朴羽衣子<br>衆議院議員             | 令和8年4月15日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称               | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                       | 届出年月日     |
|-----------------------|---------|----------|----------------------------------|-----------|
| あしだ伸一後援会              | 芦 田 伸 一 | 芦 田 萌 香  | 加古川市平岡町土山198番地の5                 | 令和8年4月16日 |
| おくだ圭一郎後援会             | 舟 塚 清 治 | 中 西 美保子  | 加古郡播磨町南大中3-1-19                  | 令和8年4月2日  |
| 加古川共栄会                | 末 原 聡一郎 | 末 原 宏 美  | 加古川市加古川町溝之口507番地<br>サンライズ加古川210号 | 令和8年4月10日 |
| 川内正彦後援会               | 川 内 正 彦 | 吾 妻 さつき  | 小野市育ヶ丘町1481-96                   | 令和8年4月28日 |
| グリーンニューディー<br>ルをすすめる会 | 井 奥 雅 樹 | 朴 羽衣子    | 高砂市荒井町新浜2丁目19番9号                 | 令和8年4月15日 |
| 小林ともひろ後援会             | 小 林 智 広 | 小 林 智 広  | 加東市中古瀬412番地4                     | 令和8年4月1日  |
| 阪本ひろきとみらいを<br>切り拓く陽輝会 | 阪 本 弘 輝 | 阪 本 ひとみ  | 神戸市北区有馬町266-11クラ<br>ヴィス有馬305     | 令和8年4月24日 |
| たかさごけんいち後援<br>会       | 高 砂 賢 一 | 高 砂 良 春  | 赤穂市坂越1543                        | 令和8年4月16日 |
| みとおか元美後援会             | 水戸岡 元 美 | 橋 本 千 尋  | 芦屋市浜風町9番12号                      | 令和8年4月15日 |
| みんなの声を聴く、伝え<br>る、守る会  | 井 奥 雅 樹 | 森 田 朋 生  | 高砂市荒井町新浜2-19-9                   | 令和8年3月23日 |
| 森田ともみ後援会              | 森 田 朋 生 | 井 奥 雅 樹  | 高砂市荒井町新浜2-19-9                   | 令和8年3月23日 |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名  | 異動事項       | 異動内容 |                   | 異動年月日     |
|---------------------|---------|------------|------|-------------------|-----------|
| 参政党兵庫第6支部           | 藤原 久    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 宝塚市安倉南1丁目23番19号   | 令和8年4月23日 |
|                     |         |            | 旧    | 川西市鶯台2丁目29番地46号   |           |
|                     |         | 代表者の氏名     | 新    | 藤原 久              |           |
|                     |         |            | 旧    | 久永 孝行             |           |
|                     |         | 会計責任者の氏名   | 新    | 市川 裕子             |           |
|                     |         |            | 旧    | 飯澤 拓也             |           |
| 参政党兵庫第4支部           | 赤岩 敏宣   | 会計責任者の氏名   | 新    | 山本 孝              | 令和8年4月11日 |
|                     |         |            | 旧    | 荒川 みどり            |           |
| 参政党兵庫第10支部          | 藤原 誠也   | 代表者の氏名     | 新    | 藤原 誠也             | 令和8年4月15日 |
|                     |         |            | 旧    | 山下 聖              |           |
|                     |         | 会計責任者の氏名   | 新    | 八尾 絹子             |           |
|                     |         |            | 旧    | 八木 昌子             |           |
| 自由民主党姫路しらさぎ支部       | 水田 順子   | 会計責任者の氏名   | 新    | 小林 泰彦             | 令和8年3月5日  |
|                     |         |            | 旧    | 平田 種男             |           |
| 自由民主党姫路清風会支部        | 戸井田 真太郎 | 代表者の氏名     | 新    | 戸井田 真太郎           | 令和8年4月1日  |
|                     |         |            | 新    | 松本 伸哉             |           |
| 自由民主党兵庫県宝塚市第一支部     | 風早 寿郎   | 会計責任者の氏名   | 新    | 島田 康治             | 令和8年4月10日 |
|                     |         |            | 旧    | 齋藤 恒雄             |           |
| 自由民主党兵庫県衆議院選挙区第十一支部 | 山田 基靖   | 会計責任者の氏名   | 新    | 丸山 安英             | 令和8年4月1日  |
|                     |         |            | 旧    | 森田 晃弘             |           |
| 自由民主党兵庫県衆議院選挙区第八支部  | 青山 繁晴   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市南塚口町3丁目13-10   | 令和8年4月6日  |
|                     |         |            | 旧    | 尼崎市昭和南通7丁目161     |           |
| 中道改革連合兵庫県第5区総支部     | 川戸 康嗣   | 会計責任者の氏名   | 新    | 馬場 智子             | 令和8年4月1日  |
|                     |         |            | 旧    | 永江 一之             |           |
| 中道改革連合兵庫県第6区総支部     | 櫻井 周    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市西台2-5-11松屋ビル3階 | 令和8年4月1日  |
|                     |         |            | 旧    | 伊丹市西台5-1-11       |           |

|  |  |               |   |                            |          |
|--|--|---------------|---|----------------------------|----------|
|  |  | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体          | 令和8年4月1日 |
|  |  |               | 旧 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |          |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 異動事項          | 異動内容 |                                 | 異動年月日     |
|-------------------|--------|---------------|------|---------------------------------|-----------|
| 新しいステージの神戸をつくる会   | 西河紀男   | 会計責任者の氏名      | 新    | 山村昭                             | 令和8年4月1日  |
|                   |        |               | 旧    | 遠藤卓男                            |           |
| いずみふさは後援会         | 泉房穂    | 会計責任者の氏名      | 新    | 岡田武                             | 令和8年4月28日 |
|                   |        |               | 旧    | 小谷謙介                            |           |
| (ACC)アカシクリエティブクラブ | 松尾静男   | 代表者の氏名        | 新    | 松尾静男                            | 令和8年4月4日  |
|                   |        |               | 旧    | 成田良伸                            |           |
| 大久保ただよし後援会        | 大久保義信  | 代表者の氏名        | 新    | 大久保義信                           | 令和8年4月6日  |
|                   |        |               | 旧    | 大久保忠義                           |           |
| 岡田さとるを育てる会        | 岡田悟    | 国会議員関係政治団体の区分 | 新    | 国会議員関係政治団体以外の政治団体               | 令和8年4月1日  |
|                   |        |               | 旧    | 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 |           |
| 輝ける神戸をつくる会        | 久元喜造   | 会計責任者の氏名      | 新    | 山村昭                             | 令和8年4月1日  |
|                   |        |               | 旧    | 遠藤卓男                            |           |
| 風早ひさお後援会          | 谷口馨    | 主たる事務所の所在地    | 新    | 宝塚市伊子志4-1-1北極ビル2階               | 令和8年4月10日 |
|                   |        |               | 旧    | 宝塚市中山五月台4-7-12                  |           |
|                   |        | 会計責任者の氏名      | 新    | 島田康治                            |           |
|                   |        |               | 旧    | 齋藤恒雄                            |           |
| 川内きよなおを育てる会       | 前島一雅   | 代表者の氏名        | 新    | 前島一雅                            | 令和7年9月19日 |
|                   |        |               | 旧    | 手島諭                             |           |
|                   |        | 会計責任者の氏名      | 新    | 田村和雅                            |           |
|                   |        |               | 旧    | 前島一雅                            |           |

|                             |        |            |   |                             |           |
|-----------------------------|--------|------------|---|-----------------------------|-----------|
| 川崎重工労働組合<br>神戸支部政治活動<br>委員会 | 前島 一 雅 | 代表者の氏名     | 新 | 前島 一 雅                      | 令和7年9月19日 |
|                             |        |            | 旧 | 手島 論                        |           |
|                             |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 田村 和 雅                      |           |
|                             |        |            | 旧 | 前島 一 雅                      |           |
| 岸本としひろ後援会                   | 岸本 年 裕 | 政治団体の名称    | 新 | 岸本としひろ後援会                   | 令和8年4月1日  |
|                             |        |            | 旧 | きしもと年裕後援会                   |           |
| 奇兵会                         | 西野 北 斗 | 政治団体の名称    | 新 | 奇兵会                         | 令和8年3月6日  |
|                             |        |            | 旧 | 江良けんたろう後援会                  |           |
|                             |        | 主たる事務所の所在地 | 新 | 兵庫県西宮市与古道町3-34-602          |           |
|                             |        |            | 旧 | 兵庫県西宮市戸田町5-28-505           |           |
|                             |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 江良 健太郎                      |           |
|                             |        |            | 旧 | 乗松 蘭                        |           |
| 小林直樹後援会                     | 小林 直 樹 | 会計責任者の氏名   | 新 | 古田 郁 治                      | 令和8年4月1日  |
|                             |        |            | 旧 | 水谷 繁 城                      |           |
| 鈴木利信後援会                     | 正木 良 行 | 代表者の氏名     | 新 | 正木 良 行                      | 令和8年4月15日 |
|                             |        |            | 旧 | 富士原 巧                       |           |
| 千住啓介と共に熱くなる会                | 千住 啓 介 | 会計責任者の氏名   | 新 | 千住 啓 介                      | 令和8年3月25日 |
|                             |        |            | 旧 | 藤井 良 幸                      |           |
| 戸井田しんたろう後援会                 | 戸井田 徹  | 代表者の氏名     | 新 | 戸井田 徹                       | 令和7年12月1日 |
|                             |        |            | 旧 | 段 武 夫                       |           |
| 戸井田ゆうすけ後援会                  | 戸井田 徹  | 代表者の氏名     | 新 | 戸井田 徹                       | 令和7年12月1日 |
|                             |        |            | 旧 | 段 武 夫                       |           |
| 中村りゅうじ後援会                   | 桑村 健太郎 | 会計責任者の氏名   | 新 | 西本 絵理香                      | 令和8年3月27日 |
|                             |        |            | 旧 | 中村 翔 希                      |           |
| 成田忠治後援会                     | 成田 忠 治 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 丹波市柏原町柏原2145-2第一柏原マンション101号 | 令和8年4月27日 |
|                             |        |            | 旧 | 丹波市柏原町下小倉321-15             |           |
| 日本薬業政治連盟<br>兵庫県支部           | 成尾 孝 仁 | 代表者の氏名     | 新 | 成尾 孝 仁                      | 令和8年4月1日  |
|                             |        |            | 旧 | 原 圃 勝 浩                     |           |

|                     |      |            |   |                             |           |
|---------------------|------|------------|---|-----------------------------|-----------|
| 橋本まさし後援会            | 橋本匡史 | 会計責任者の氏名   | 新 | 橋本亜子                        | 令和8年3月26日 |
|                     |      |            | 旧 | 安水隆                         |           |
| 林晴信後援会              | 大石達也 | 会計責任者の氏名   | 新 | 林晴信                         | 令和8年3月30日 |
|                     |      |            | 旧 | 林季子                         |           |
| 久元きぞう後援会<br>連合会     | 西河紀男 | 会計責任者の氏名   | 新 | 山村昭                         | 令和8年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 遠藤卓男                        |           |
| 兵庫県議会自由民<br>主党議員団   | 北口寛人 | 代表者の氏名     | 新 | 北口寛人                        | 令和8年4月22日 |
|                     |      |            | 旧 | 谷口俊介                        |           |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 風早寿郎                        | 令和8年4月22日 |
|                     |      |            | 旧 | 奥谷謙一                        |           |
| 文教住宅都市・西宮<br>を建て直す会 | 澁谷祐介 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市薬師町5-40-14               | 令和8年4月10日 |
|                     |      |            | 旧 | 西宮市甲子園網引町5-7                |           |
|                     |      | 代表者の氏名     | 新 | 澁谷祐介                        | 令和8年4月10日 |
|                     |      |            | 旧 | 鷹野伸                         |           |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 澁谷祐介                        | 令和8年4月10日 |
|                     |      |            | 旧 | 鷹野伸                         |           |
| 山田もとやす後援<br>会       | 山田基靖 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一会館707号室 | 令和8年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 姫路市北条永良町55                  |           |
|                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 山田基靖                        | 令和8年4月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 森田晃弘                        |           |
| 夢ある加東を創る<br>会       | 安田正義 | 代表者の氏名     | 新 | 安田正義                        | 令和8年3月1日  |
|                     |      |            | 旧 | 澤野祥二                        |           |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|-----------------|--------|-----------|
| 中道改革連合兵庫県第7区総支部 | 岡田 悟   | 令和8年3月31日 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|--------------------|--------|------------|
| 今井和夫とともに歩む「百人一步の会」 | 今井和夫   | 令和8年4月22日  |
| 大きどさと子後援会          | 大城戸帝喜  | 令和8年4月27日  |
| 河島泉を育てる会           | 河島伸丈   | 令和7年12月31日 |
| 新生たからづか            | 金岡俊彰   | 令和8年3月31日  |
| 中野功一後援会            | 中野功一   | 令和7年12月31日 |
| 西脇市ふるさとを応援する会      | 尾台義治   | 令和8年4月7日   |
| 森本富夫後援会            | 織田正康   | 令和8年3月31日  |



兵庫県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年6月16日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称         | 主たる事務所の所在地                | 指定年月日     |
|-----------------------|----------|-------------------|---------------------------|-----------|
| 芦田伸一                  | 加古川市議会議員 | あしだ伸一後援会          | 加古川市平岡町土山198番地の5          | 令和8年4月15日 |
| 川内正彦                  | 小野市議会議員  | 川内正彦後援会           | 小野市育ヶ丘町1481-96            | 令和8年4月28日 |
| 阪本弘輝                  | 神戸市議会議員  | 阪本ひろきとみらいを切り拓く陽輝会 | 神戸市北区有馬町266-11 クラヴィス有馬305 | 令和8年4月24日 |
| 高砂賢一                  | 赤穂市長     | たかさごけんいち後援会       | 赤穂市坂越1543                 | 令和8年4月16日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容                             | 異動年月日    |
|------------------|-----------|------------|----------------------------------|----------|
| 山田基靖             | 山田もとやす後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館707号室 | 令和8年4月1日 |
|                  |           |            | 旧 姫路市北条永良町55                     |          |

## 3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

## (1) 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称  | 取消年月日     |
|------------------|------------|-----------|
| 網野 隆 介           | あみの隆介後援会   | 令和8年4月30日 |
| 岡田 悟             | 岡田さとるを育てる会 | 令和8年4月1日  |

## (2) 法第19条第3項第2号による資金管理団体でなくなった旨の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称     | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 尾台 義 治           | 西脇市ふるさとを応援する会 | 令和8年4月7日        |